建築基準法に基づく定期報告制度について

建築物の所有者、管理者または占有者は、その建築物の敷地、構造および建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければなりません。（建築基準法第８条）

建築物の所有者、管理者は、建築物の安全性の確保のため、定期に、１級建築士、２級建築士等の有資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁（管轄の土木事務所または福井市）に報告しなければなりません。（建築基準法第１２条）

定期報告がなされない場合は１００万円以下の罰金に処するとされています。（建築基準法第１０１条）

令和３年４月１日から、定期報告制度が変わります。

- 対象となる建築物を建築基準法施行令第１６条第１項に規定する用途・規模に変更
  （対象外となる事例：学校、保育所など就寝用途の無い児童福祉施設等、対象用途が避難階のみにあるもの　等）
- 建築物の報告間隔を令和５年を初年とする３年ごとに変更
- 建築物および建築設備等の報告時期を７月～１２月に変更
- 調査・検査の有効期限を報告前６ヶ月に変更

●報告先、お問合せ先

建築物 所在地	土木事務所名等	土木事務所等住所	問合せ先 電話番号
永平寺町	福井土木事務所　建築営繕課	〒910-0853 福井市城東４丁目 28-1	0776-24-5179
あわら市 坂井市	三国土木事務所 建築課	〒913-8511 坂井市三国町水居 17-45	0776-82-1110
大野市 勝山市	奥越土木事務所 建築課	〒912-0016 大野市友江 11-14	0779-66-8138
越前市 南越前町 池田町	丹南土木事務所 建築課	〒915-0882 越前市上太田町 42-1-1	0778-23-4538
鯖江市 越前町	丹南土木事務所 鯖江丹生土木部 建築課	〒916-0133 丹生郡越前町気比庄 3-17	0778-34-0464
敦賀市 美浜町 若狭町（旧三方町の地域）	嶺南振興局 敦賀土木事務所 建築課	〒914-0811 敦賀市中央町１丁目 7-36	0770-22-5486
若狭町（旧上中町の地域） 小浜市 おおい町 高浜町	嶺南振興局 小浜土木事務所 建築課	〒917-0241 小浜市遠敷１丁目 101	0770-56-5914
福井市	福井市建築指導課	〒910-0005 福井市大手３丁目 10-1	0776-20-5574

●定期報告対象の建築物 （対象用途が避難階のみにある場合は対象外）

用途	規模（次のいずれかに該当するもの）	報告時期
建築基準法施行令第１６条第１項に掲げる建築物		令和5年7月～１２月 （以降3年ごと）
劇場 映画館 演劇場	・対象用途（床面積の合計が１００㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ・客席の床面積の合計が２００㎡以上のもの ・主階が1階にないもの ・対象用途（床面積の合計が１００㎡超の部分）が地階にあるもの	
観覧場 公会堂 集会場	・対象用途（床面積の合計が１００㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ・客席の床面積の合計が２００㎡以上のもの ・対象用途（床面積の合計が１００㎡超の部分）が地階にあるもの	
病院 有床診療所 旅館 ホテル 就寝用福祉施設※ 等	・対象用途（床面積の合計が１００㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ・２階にある対象用途の床面積の合計が３００㎡以上のもの ・対象用途（床面積の合計が１００㎡超の部分）が地階にあるもの ※就寝用福祉施設：サービス付き高齢者向け住宅、認知症ＧＨ、障害者ＧＨ 助産施設、各種老人ホーム、障害者支援施設　等	
体育館 スポーツの練習場 博物館　　等	・対象用途（床面積の合計が１００㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ・対象用途の床面積が２,０００㎡以上のもの	
飲食店 物販店 展示場 キャバレー 遊技場　　等	・対象用途（床面積の合計が１００㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ・２階にある対象用途の床面積の合計が５００㎡以上のもの ・対象用途の床面積が３,０００㎡以上のもの ・対象用途（床面積の合計が１００㎡超の部分）が地階にあるもの	

●定期報告対象の建築設備

設備の種類	規模	報告時期
建築設備	特定行政庁が指定する建築設備（定期報告対象建築物に設置されたもの） ・換気設備 ・排煙設備 ・非常用の照明装置	毎年　7月～１２月
昇降機	建築基準法施行令第１６条第3項第１号に掲げる昇降機 ・エレベーター ・エスカレーター ・フロアタイプの小荷物専用昇降機	毎年　検査済証交付日の属する月の翌月
防火設備	建築基準法施行令第１６条第3項第２号に掲げる防火設備 ・定期報告対象建築物に設置されたもの ・病院、有床診療所、就寝用福祉施設のうち、対象用途の床面積が２００㎡を超える建築物に設置されたもの	毎年　7月～１２月

●定期報告対象の工作物

工作物の種類	規模	報告時期
工作物	建築基準法施行令第１３８条第２項に掲げる工作物 ・観光用エレベーターおよびエスカレーター ・高架の遊戯施設（コースター等） ・原動機を使用し回転運動をする遊戯施設（メリーゴーランド、観覧車　等）	毎年　検査済証交付日の属する月の翌月